

運転免許証自主返納 支援制度の概要

会津若松商工会議所では平成20年度より、有効期間がある運転免許証を自主返納した方への特典・サービス事業を実施しております。

この事業は、サービス店としてご登録いただいたお店や事業所等で、運転免許証返納時に交付される「**運転経歴証明書**」(要申請)を提示すると、各店独自の様々なサービス(料金割引・宅配・送迎・休憩等)が受けられます。***各店舗によりサービスが異なります。**

会津若松市にお住まいの方だけでなく、全国からお越しになった観光客の皆様にもご利用いただけます。

サービス提供の流れ

有効期間がある、運転免許証を自主返納する際に「**運転経歴証明書**」の交付を申請し、証明書の交付を受けてください。

●バス・タクシーご利用の場合

→乗車時に「**運転経歴証明書**」をご提示ください。

●加盟登録店でサービスを受ける場合

→サービス店で「**運転経歴証明書**」をご提示ください。

※免許返納及び証明書申請の方法については、本ガイドブック(P58)及び**会津若松警察署ホームページ**をご覧ください。

<http://www.police.pref.fukushima.jp/police/wakamatsu/mennkyosotugyou.htm>

会津若松警察署

検索

サービス提供の流れ

ステップ1

運転免許証を 自主返納する (P.58参照)

- ① 運転免許証を警察署へ自主的に返納する
(同時に運転経歴証明書の交付申請)
- ② 警察署より「運転経歴証明書」が交付される(約2週間後)

ステップ2

特典・サービスを受ける

例) ハイカラさんで買物に出掛け
タクシーで帰宅する場合

- ③ ハイカラさんのバス利用時に「運転経歴証明書」を提示
⇒特典・サービス
(バス運賃の割引)
- ④ サービス店で「運転経歴証明書」を提示
⇒特典・サービス
(料金割引や宅配サービス等)
- ⑤ タクシー利用時に「運転経歴証明書」を提示
⇒特典・サービス
(タクシー料金の割引)



特典・サービス
(バス運賃割引)

③ バスの利用
(運転経歴証明書の提示)



バス

ハイカラさんで買物へ



